

京都市高速鉄道事業基金条例を廃止する条例（平成25年3月29日京都市条例第60号）（行財政局財政部財政課）

京都市高速鉄道事業基金は、高速鉄道の建設事業その他これに関連する事業の実施及び高速鉄道事業の健全な運営（以下「事業の実施等」という。）に必要な資金を積み立てるために設置したものです。事業の実施等に必要な財源に充てるためその全部を処分することに伴い、これを廃止することとしました。

この条例は、平成25年3月29日から施行することとしました。

京都市高速鉄道事業基金条例を廃止する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第 60 号

京都市高速鉄道事業基金条例を廃止する条例

京都市高速鉄道事業基金条例は、廃止する。

附 則

この条例は、平成25年3月29日から施行する。

(行財政局財政部財政課)